

入 札 説 明 書

平成30年9月13日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 消防訓練用移動式模擬家屋
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 1式
- (4) 納入期限 平成30年12月20日
- (5) 納入場所 青森市大字新城字天田内183-3 青森県消防学校「屋外訓練場」

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登録された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（T04仮設建物）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。)を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成30年9月20日(木) 15時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ(青森県庁舎南棟1階)

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 平成30年9月13日から同年10月2日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 平成30年9月19日(水) 17時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 平成30年10月3日(水) 13時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎南棟1階 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(参考様式2参照。既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書(第6条(B)を除く。)を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL(アドレス)から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれが

ないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号 青森県庁舎南棟1階

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主査 荒川 忍

電話 017-734-9078

物 品 売 買 契 約 書 (案)

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- （1）名 称 消防訓練用移動式模擬家屋
- （2）形式・規格 別紙仕様書のとおり
- （3）数 量 1式
- （4）金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1）納入期限 平成30年12月20日

（2）納入場所 青森市大字新城字天田内183-3 青森県消防学校「屋外訓練場」

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができな
いと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金
は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の
100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合
において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数がある
ときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金
又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)
若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額
を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事
項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者
とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、
各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村申吾

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

最終仕様確認



消防訓練用移動式模擬家屋 仕様書

平成30年度

青森県

消防訓練用移動式模擬家屋仕様書

第1 総 則

この仕様書は、消防訓練用移動式模擬家屋（以下「訓練用家屋」という。）の仕様について、必要な事項を定めるものとする。

第2 目 的

訓練用家屋は、青森県消防学校（以下「学校」という。）に設置し、消防吏員の消火・救助活動の訓練に使用することで青森県の消防力の向上に資することを目的とする。

第3 概 要

- 1 訓練用家屋はバルコニーを有する2階建ての構造物であり、放水・救助活動訓練を安全に行えるように、配慮されたものであること。
- 2 屋内外での消防車両による放水訓練にも耐えうる防食性・耐衝撃性を備えていること。
- 3 訓練用家屋には、底部に車輪を設ける又は移動用ローラー等をはめ込むなどの方法により、人力又は車両での牽引により容易に移動ができるものであること。

第4 数 量

1式

第5 構 成

- 1 ユニットハウス4棟構成による訓練用家屋（1棟）
 - 2 屋内階段（1ヶ所）
 - 3 2階バルコニー（1ヶ所《手摺付き》）
 - 4 片開き戸（1階2ヶ所、2階2ヶ所）
 - 5 窓（1階4ヶ所、2階4ヶ所）
 - 6 引き違い戸（1階3ヶ所、2階3ヶ所）
 - 7 屋内・屋根（屋上）排水口
 - 8 訓練用家屋移動用器具（ジャッキ、移動用キャスター又はローラー等）
 - 9 訓練用家屋移動時の牽引用フック
- ※ 上記の階段、バルコニー、片開き戸、窓、引き違い戸のおおよその配置場所は、別紙1の「参考平面図」のとおり。

第6 仕 様

- 1 訓練用家屋全体
 - (1) 2階建てとし、外寸は、幅（玄関側）4,500mm×奥行 5,450mm×高さ 5,200mm以上であること。
 - (2) 外観塗装の色はグレー又はベージュであること。
 - (3) 部屋数は、1階及び2階ともに3室であること。
 - (4) 2階にバルコニーが1ヶ所設置されていること。
 - (5) 訓練用家屋は、屋根、天井、床、壁等を含めた全体が、最低でも70cmまでの積雪及び大人4名が屋根の上で雪下ろし作業を行った際の荷重で変形したり、傾いたりしない構造であること。
 - (6) 訓練用家屋は、屋根に積雪のない状態で、天井、床、壁等を含めた全体が、大人10名が家屋内で活動する荷重で、傾いたりしない構造であること。

- (7) 訓練用家屋は、大人 10 名が家屋内で活動した際の荷重で、設置した地面からズレたりしないよう水平に固定できること。
- (8) 訓練用家屋の部材は、全て、金属製材料を使用すること。ただし、本仕様書で別の材料を指定するもの及び金属製材料が使用できないものについてはこの限りではないが、その場合であっても、水に濡れても破損したり、変形したりしない材料を用いること。
- (9) 屋内外からの放水による腐食を防止するため、アルミ、ガルバリウム鋼板、ステンレスなどの腐食しにくい金属製材料以外の金属製材料を使用する部分及び溶接部すべてに、防食加工が施されていること。
- (10) 訓練用家屋を人力又は車両での牽引により移動させるため、4 外面それぞれに牽引用のフック等があること。

2 屋根・天井・壁・床

- (1) 屋根は、長尺カラーガルバリウム鋼板とし、厚さ 0.35mm 以上で、放水訓練で放水した水及び雨水並びに雪融け水が溜まらない構造であること。
- (2) 屋根は、冬期間の雪おろしのために屋根に人が登る際に梯子が架けられる構造であること。
- (3) 外壁は、金属サイディングとし、厚さ 15mm 以上であること。
- (4) 天井は、金属サイディングとし、厚さ 15mm 以上であること。
- (5) 内壁は、金属サイディングとし、厚さ 15mm 以上であること。
- (6) 1 階室及び 2 階室の床は、鋼板で、厚さ 3.2mm 以上とし、表面が水に濡れても滑らない構造であること。
- (7) 1 階室及び 2 階室の床は、放水訓練で放水した水が、排水口から排水されるような構造であること。

3 屋内階段（1ヶ所）

- (1) 踏板は鋼板を使用し、厚さは 3.2mm 以上とするほか、手摺付きであること。
- (2) 踏板の寸法は横幅 1,000mm×縦幅（奥行）300mm 程度（±3%までは可）であること。
- (3) 屋内階段は、大人 6 名が乗って活動する荷重で、変形が生じない構造であること。
- (4) 踏板は、表面が水に濡れても滑らないような構造であること。
- (5) 手摺は、鋼鉄パイプとし、大人が寄りかかっても、ガタついたり倒れたりしない堅牢な構造であること。また、手摺の上部は角のないものであること。
- (6) 手摺の高さは、1,200mm 程度（±3%までは可）とし、手摺と階段の隙間は、人が転落しないよう、壁構造又は人がすり抜けけない幅で組み込まれた縦棧や横棧などによる安全対策が施されていること。
- (7) 屋内階段の 2 階室床の階段開口部には、階段出入り口以外に転落防止の手摺が設けられていること。
- (8) 転落防止の手摺は、鋼鉄パイプとし、手摺の上部は角のない構造であること。
- (9) 転落防止の手摺は、高さ 1,200mm 程度（±3%までは可）とし、手摺と床の隙間は、階段手摺と同様の安全対策が施されていること。
- (10) 1 階室及び 2 階室の階段開口部の縦棧及び横棧の端には、衝突による怪我を防止するため、ゴム又はウレタン製で 20mm 以上の厚さの緩衝材を取り付けられていること。

4 バルコニー（1ヶ所）

- (1) 2 階バルコニーの床は鋼板で厚さ 3.2mm 以上とし、バルコニー内で大人 6 名が活動する荷重で変形が生じない構造で、表面は水に濡れても滑らない構造であること。
- (2) 寸法は、幅が 1,100mm 以上とし、長さは訓練用家屋側面外壁と同じ寸法であること。

- (3) バルコニーには手摺を設置し、手摺の材質は鋼鉄パイプで、上部は角のない構造であること。
- (4) 手摺の高さは床面から1,200mm程度(±3%までは可)とし、手摺と床面隙間から人がすり抜けて転落しない幅で縦棧が組み込まれていること。
- (5) 手摺は、最上部に消防用の梯子が架けられる構造であり、バルコニーに梯子を架けた際に、ガタつきや揺れが生じない構造であること。
- (6) 手摺は、バルコニーに梯子を2脚架けた状態で、梯子1脚あたりに大人2名が乗った際(梯子2脚+大人4名)の荷重でも倒れたりせず、変形が生じない構造であること。
- (7) 各部屋からバルコニーへの出入り口は、全て引き違い戸であること。

5 片開き戸(4ヶ所)

- (1) 材質は、アルミであること。
- (2) 寸法は幅800mm~900mm×高さ1,800mm~1,900mmであること。
- (3) ドアの取手はドアノブとし、シリンダー錠付きであること。

6 窓(8ヶ所)

- (1) 窓は、引き違い窓で鍵付きとし、枠の材質はアルミであること。
- (2) 窓部分は、消防車両による放水で破損しないよう、透明なポリカーボネート製であること。
- (3) 窓には、脱着可能なプラスチック製の遮光板(黒色)が設置されていること。
- (4) 窓枠寸法は幅1,650mm~1,750mm×高さ1,050mm~1,100mmとし、窓枠の下端から床までの高さは900mm~1,100mmであること。
- (5) 窓枠は、消火用ホース及び消防隊員が進入できるような構造とし、進入の際の荷重で、変形が生じない構造であること。
- (6) 窓枠下部側には、窓から室内に放水用のホースを入れて活動する際に、ホースの擦り切れ、窓枠の破損を防止するため、角のない構造の保護バーが設置されていること。
- (7) 保護バーは、消防用の梯子が架けられる構造であり、バルコニーに梯子を架けた際に、ガタつきや揺れが生じない構造であること。
- (8) 保護バーは、梯子を2脚架けた状態で、梯子1脚あたりに大人2名が乗った際(梯子2脚+大人4名)の荷重でも倒れたりせず、変形が生じない構造であること。

7 引き違い戸(6ヶ所)

- (1) 鍵付きで、枠の材質はアルミであること。
- (2) 外に面した引き違い戸の上半分の部分には縦600mm×横600mm(±3%までは可)の窓を設け、窓部分は、消防車両による放水で破損しないよう、透明なポリカーボネート製であること。
- (3) 窓部分には、プラスチック製遮光板(黒色)が設置されており、かつ、遮光板は脱着可能であること。
- (4) 引き違い戸は、戸1枚が幅1,650mm~1,750mm×高さ1,900mm~2,000mmであること。
- (5) 引き違い戸は、取り外し可能な構造であること。

8 排水口

- (1) 屋内及び屋外からの放水による水が排水されるよう、1階室及び2階室の床には排水口を設けられていること。
- (2) 排水口は、放水、救助訓練活動の際に、つまずいたり、滑ったりしないよう、安全が確保され、訓練に支障が生じない構造であること。

9 訓練用家屋の移動用器具

- (1) 訓練用家屋を人力又は車両の牽引で容易に移動するための器具（移動用キャスター、ローラーなど）を備えること。なお、移動用器具は、訓練用家屋への固定式、移動の際の取付式のどちらでも可とするが、いずれの場合も訓練用家屋の自重で、ガタつき、揺れ、変形が生じないものであること。
- (2) 移動用器具は、人力又は車両の牽引により、自在に移動・方向転換ができる構造であり、必要な台数を備えること。なお、移動・方向転換場所は舗装面であるが、別紙2「訓練用家屋設置場所（舗装面）写真」のとおり、多少の凹凸があるため、当該舗装面での移動・方向転換を想定すること。
- (3) 移動用器具を使用して訓練家屋を移動する際に、訓練家屋を持ち上げる必要がある場合は、ジャッキを必要個数備えること。
- (4) 移動用器具及びジャッキは、学校職員等が容易に操作できるものであること。

10 牽引用フック

- (1) 訓練用家屋を人力又は車両の牽引で移動するため、ロープ等で引くための牽引用フックが4外面それぞれに設置されていること。
- (2) 牽引用フックは、訓練用家屋を自在に牽引及び方向転換するために必要な個数を備えること。
- (3) 牽引用フックは、訓練用家屋の自重及び牽引力で破損せず、ガタつき、揺れ、変形が生じないものであること。
- (4) 牽引用フックは、学校職員等が容易に使用出来るものであること。

第7 適合法令等

訓練用家屋の納品にあたっては、本仕様書に定める事項のほか、関係法令に抵触する事項の有無を十分調査したうえで、関係する法令を遵守し、それらに適合したものであること。

第8 提出書類

- 1 受注者は、本仕様書の記載事項に基づき、納入しようとする訓練用家屋について、次の書類を各2部作成し、県に提出し、承認を得ること。なお、仕様書では県が求める仕様を満たしていることを明らかにすること。
 - (1) 訓練用家屋工程表
 - (2) 訓練用家屋の平面図及び立面図
 - (3) 訓練用家屋仕様書
 - (4) 訓練用家屋装備品一覧表
 - (5) その他県が指示するもの
- 2 受注者は、訓練用家屋の納品にあたって次の書類を県に各2部提出すること。
 - (1) 訓練用家屋完成図
 - (2) 訓練用家屋及び移動器具取扱説明書
 - (3) 検査成績表（第6 仕様 で定める寸法、耐荷重等に係る事項について）

第9 納期及び納品場所

平成30年12月20日（木）

青森市大字新城字天田内183-3 青森県消防学校「屋外訓練場」

なお、納品場所の現地確認が必要な場合は、事前に学校に連絡し、日程調整を行うこと。

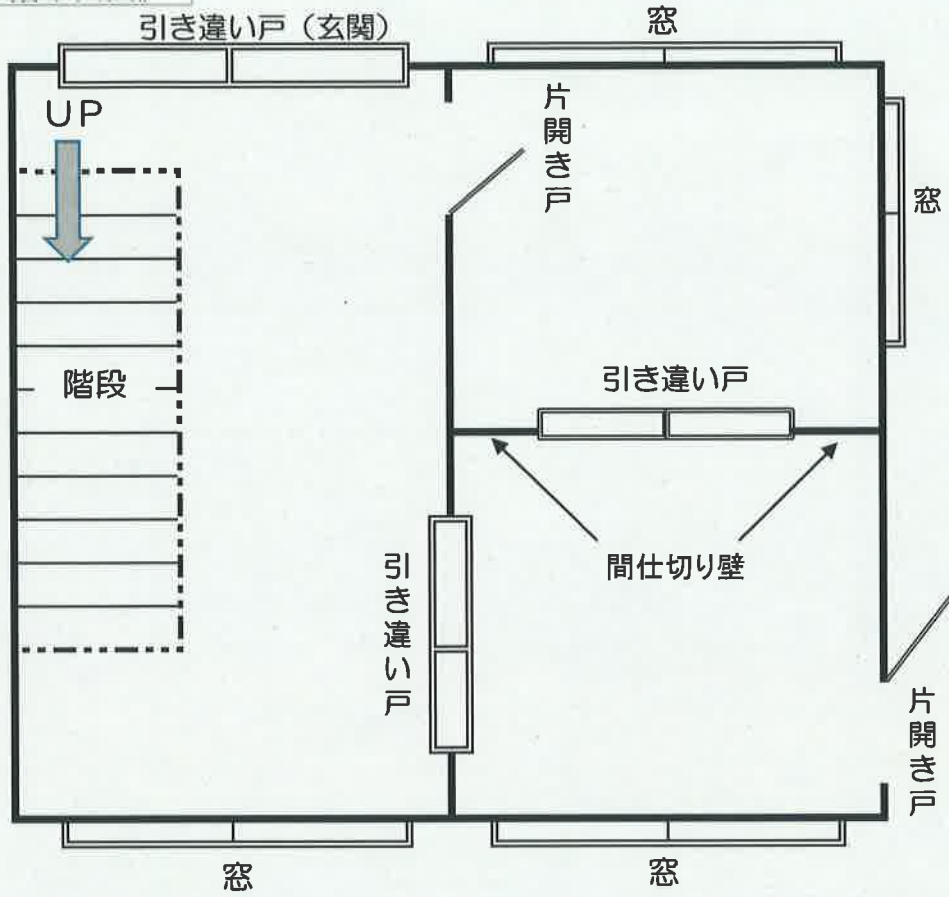
第10 品質管理及び保証

- 1 受注者は、納品前に自主検査を行い、品質管理の適正を図ること。
- 2 訓練用家屋の保証期間は、納品後1年間とする。ただし、材質不良等に起因する故障の場合は、保証期間後においても無償とすること。

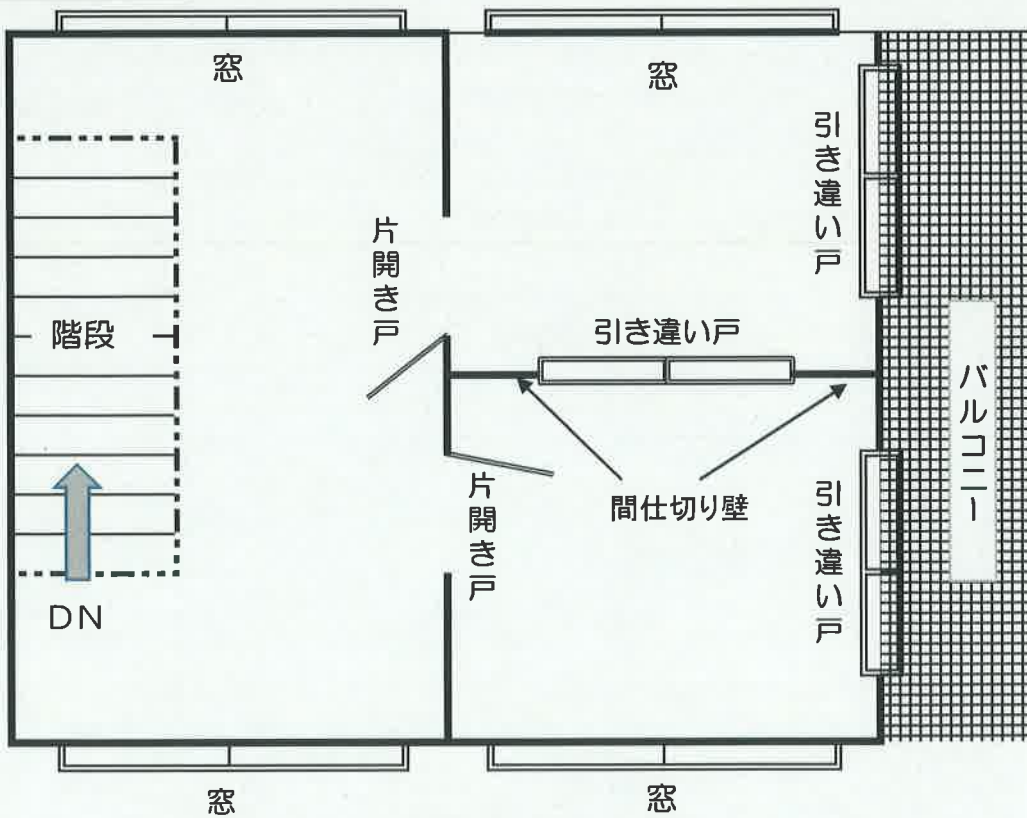
第11 その他

- 1 本仕様書の記載事項について変更しようとするときは、理由書及び図面を付して県の承認を得ること。
- 2 契約にあたっては、本仕様書の内容を十分に確認したうえで契約するものとし、契約後における一切の疑義は、全て県の解釈に従うものとする。
- 3 本契約の履行にあたっては、県と連絡を密にして、十分に協議しながら実施するものとし、疑義が生じた場合は、直ちに県に連絡してその指示又は説明を受けるものとする。
- 4 受注者は、納品時に技術担当者等を学校に派遣し、訓練用家屋の点検整備、使用及び管理上の注意点、移動方法等について十分な説明を行い、県の職員に対して安全な運用のための指導を行うこと。
- 5 納品のための搬入・設置に要する経費については、受注者の負担とすること。
- 6 搬入にあたり、建物施設、設備等に損害を与えないよう、必要な措置を講ずること。
- 7 搬入等に伴い発生した梱包材等は、全て持ち帰ること。

《1階平面図》



《2階平面図》



【窓の保護バー】

(窓枠)

(保護バー)



